

伊 勢 市 公 報

第 157 号
平成 24 年 5 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 伊勢市議会臨時会の招集について	2
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	3
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 退職手当審査会に関する事務の委託の廃止について	6
○ 退職手当審査会に関する事務の委託について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	11
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	13
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	14
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	15
○ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の2分の1の数について	16
○ 五十鈴川用水土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	17
・ 選挙長の行う告示の方法について	18
・ 候補者届出書等の提出場所について	19
・ 候補者届出書等の様式について	20
・ 投票用紙等に押すべき印について	21
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	22
・ 選挙立会人の選任について	23
・ 投票用紙の様式について	24
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	26
○ 犬の抑留について	27
○ 公聴会の開催について	28
○ 公示送達	30

伊勢市告示第 75 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成 24 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 24 年 5 月 15 日（火） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市市税条例の一部改正について)
 - (2) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市都市計画税条例の一部改正について)
 - (3) 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号）
 - (4) 専決処分事項の報告について
 - (5) 常任委員会の閉会中の継続調査について

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、二俣 1 丁目町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 高 橋 正 昭

伊勢市二俣 1 丁目 4 番 5 号

変更後 木野本 勝 美

伊勢市二俣 1 丁目 17 番 15 号

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 24 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 米 田 和 生

伊勢市柏町 574 番地

変更後 澤 村 孝 一

伊勢市柏町 147 番地 2

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 24 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 林五郎

伊勢市檜原町 149 番地

変更後 右 京 豊

伊勢市東豊浜町 1467 番地 2

伊勢市告示第 79 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定により、平成 24 年 4 月 30 日をもって伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託を廃止したので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 80 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定により、退職手当審査会に関する事務を三重県市町総合事務組合に委託することについて、次のとおり規約を定めたので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

平成 24 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市と三重県市町総合事務組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 伊勢市は、職員（合併前の二見町、小俣町又は御菌村の職員として在職した者で引き続き伊勢市職員として任用された者を除く。）の退職手当の支給に関する事務のうち、伊勢市職員退職手当支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 46 号）第 17 条に規定する退職手当審査会に関する事務（以下「委託事務」という。）を三重県市町総合事務組合（以下「組合」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 前条に掲げる委託事務については、組合の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務に要する経費は、伊勢市の負担とし、伊勢市は、これを組合に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、組合の管理者（以下「管理者」という。）が伊勢市長と協議して定める。

第4条 管理者は、その委託事務に係る収入及び支出については、組合予算に計上し、経理するものとする。

2 管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に委託事務に関する収支の明細を伊勢市長に通知するものとする。

（連絡会議）

第5条 委託事務について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは、管理者と伊勢市長は、連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第6条 委託事務について適用される組合の条例等の全部若しくは一部を改正しようとする場合においては、管理者は、あらかじめ、伊勢市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、伊勢市長は当該条例等を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成24年5月1日から施行する。

（組合の条例等の公表）

2 伊勢市長は、この規約を告示する際、併せて事務委託に関する組合の条例等が伊勢市に適用される旨及びこれらの組合の条例等を公表するものとする。

（委託事務の廃止）

- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務に関する収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り精算するものとする。

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、川端町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 5 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 倉 井 勲

伊勢市川端町 105 番地

変更後 伊 藤 弘

伊勢市川端町 91 番地

伊勢市告示第82号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）
第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「福祉法」とい
う。）第24条の28の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児
相談支援事業者を指定したので、支援法第51条の30第2項及び福祉法第24
条の37の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 三重済美学院
所在地 伊勢市辻久留3丁目17番5号
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 指定特定・障害児相談支援事業所 いっぼ
所在地 伊勢市辻久留3丁目17番5号
- 3 指定の年月日
平成24年5月1日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
指定計画相談支援
指定障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児

6 事業所番号

特定相談支援 2430800470

障害児相談支援 2470800042

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成24年5月9日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成24年5月16日（水）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第18号 伊勢市社会教育委員の委嘱について
 - 議案第19号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

平成 24 年 6 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（日）から同月 7 日（木）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参考)

縦覧期間 6 月 3 日（日）から同月 7 日（木）までの 5 日間
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項に規定する農業
委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 24 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

1	選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数	2,572 人
	(参考) 農業委員会委員選挙人名簿登録者総数	5,144 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

平成 24 年 5 月 27 日任期満了の五十鈴川用水土地改良区総代選挙について、下記のとおり執行します。

平成 24 年 5 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 選挙期日 | 平成 24 年 5 月 22 日 (火) |
| 2 投票時間 | 午前 9 時から午後 3 時まで |
| 3 選挙すべき総代数 | 第 1 選挙区 17 人 (鹿海町)
第 2 選挙区 17 人 (一色町・通町) |

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

平成 24 年 5 月 22 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙長の行う
告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成 24 年 5 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 24 年 5 月 22 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 5 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市 郎

記

提出場所 伊勢市鹿海町 991 番地
五十鈴川用水土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

平成 24 年 5 月 22 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 5 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 24 年 5 月 22 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に
押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 5 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市 郎

記



伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 24 年 5 月 22 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 24 年 5 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第 1	省略	上野 尚	省略	山口 周一
第 2	省略	杉浦 勝治	省略	森 務

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

平成 24 年 5 月 22 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙立会人を、
下記のとおり選任します。

平成 24 年 5 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

選挙 区名	選 挙 立 会 人			
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	省略	畦地 幸善	省略	東浦 正明
第 2	省略	吉川 成幸	省略	竜田 耕一

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

五十鈴川用水土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 24 年 5 月 15 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

平成二十四年
執行 五十鈴川用水利改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢市公告第 27 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 28 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 二俣 4 丁目	雑種	黒	雌	中	91 日 以上	首輪なし

2 抑留した日 平成 24 年 5 月 4 日

3 抑留期限 平成 24 年 5 月 14 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 29 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 24 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 24 年 6 月 5 日（火）午後 7 時から

伊勢市役所 東庁舎 4 階 4－3 会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画公園の変更素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画公園の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成 24 年 5 月 22 日（火）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方の中から市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所地域振興課、小俣総合支所地域振興課、御菌総合支所地域振興課及び伊勢市立伊勢図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 24 年 5 月 8 日（火）

至 平成 24 年 5 月 22 日（火）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年伊勢市規則第 135 号）の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 30 号

公 示 送 達

下記の者の平成 23 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 24 年 5 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
浦田 幸司	伊勢市浦口 2 丁目 1 番 6 号	0300417532
福井 公子	伊勢市吹上 2 丁目 5 番 41 号	0300418118
秋豆 正司	伊勢市浦口 4 丁目 6 番 21 号	0300421591
中村 幸三	伊勢市旭町 444 番地 1 市営住宅やすらぎ団地 3 号	0300423480
長崎 幸司	伊勢市尾上町 1 番 3 号 伊勢ハイツ 9 号	0300423878
山北 克己	伊勢市二俣 4 丁目 4 番 15 号	0300423894